

東京都板橋区議会図書室管理要綱

(昭和 44 年 6 月 23 日 区議会議長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方自治法第 100 条第 19 項の規定に基づき設置した板橋区議会図書室（以下「図書室」という。）の管理運営について定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 図書室は、板橋区議会議長の命を受け、区議会事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

(図書資料の種類)

第 3 条 図書資料は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第 100 条第 17 項及び第 18 項の規定により送付を受けた図書資料
 - (2) 地方自治関係図書資料
 - (3) 政治、法律、経済、財政、社会、教育及び文化関係図書資料
 - (4) 前各号に定めるもののほか、議員の調査研究に必要な図書資料
- 2 収集した図書資料は原簿（別記第 1 号様式）に登載するものとする。

(利用者の範囲)

第 4 条 図書室を利用できる者は、区議会議員及び事務局長があらかじめ認めたものとする。

(利用時間)

第 5 条 図書室の利用時間は区議会事務局の執務時間内とする。

- 2 事務局長が必要と認めるときは、時間の伸縮をすることができる。

(閲覧)

第 6 条 図書資料は、図書室内で自由に閲覧することができる。

- 2 閲覧が終つたときは、所定の場所に返納しなければならない。

(室外貸出し)

第 7 条 図書資料の貸出しを受けようとする者は、事務局長に所定の事項を申し出なければならない。

- 2 事務局長は、前項の所定の事項を貸出簿（別記第 2 号様式）に記入しなければならない。
- 3 事務局長が特に指定した図書資料は貸出しすることができない。
- 4 図書資料返還の際は事務局長の確認を受けなければならない。

5 図書資料の貸出しは、2週間以内とし、1回の貸出し数は5冊を限度とする。ただし、未返還の図書資料がある場合は、その図書資料を含めて5冊以内とする。

6 前項の規定にかかわらず事務局長が必要があると認める場合は、図書資料の返還を求めることができる。

(利用者の賠償責任)

第8条 事務局長は、利用者が図書資料を紛失、汚損又はき損した場合には、同一の図書資料若しくは相当の金額をもつてこれを賠償させることができる。

(図書資料の寄贈)

第9条 図書資料を寄贈しようとする者は、その目録を添えて申し出なければならない。

2 寄贈を受けた図書資料には、寄贈者氏名を記録する。

(図書資料の廃棄)

第10条 事務局長は、別表に定める保存年限を経過した図書資料及びき損又は汚損により使用に耐えないと認められる図書資料を廃棄するものとする。ただし、事務局長が引き続き保存の必要があると認める場合は、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、図書室の管理運営について必要な事項は事務局長がこれを定める。

付 則

この要綱は、昭和44年7月1日から施行する。

別表（第10条関係）

種別	項目	保存年限
図書	一般参考図書	10年
	定期購読雑誌	3年
官公出版物	官報・東京都公報	10年
	板橋区議会会議録	長期
	板橋区刊行物	10年
	他自治体刊行物	3年
	白書	20年
	広報・区議会だより	長期
新聞類	日刊紙	1か月

	ローカル紙	1年
	新聞縮刷版	10年
政党機関紙		1年
法例規等追録		追録終了の翌年まで

別記第1号様式（第3条関係）

書籍名	編著者名	発行所	発行区分	分類	納品日

第2号様式（第7条関係）

貸出年月日	申請者			貸出図書		返却日
	氏名	住所	連絡先	図書名	販売価格	
年 月 日					円	年 月 日
年 月 日					円	年 月 日
年 月 日					円	年 月 日
年 月 日					円	年 月 日
年 月 日					円	年 月 日
年 月 日					円	年 月 日

付 則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年5月24日から施行し、この要綱による改正後の東京都板橋区議会図書室管理要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）
附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。